

指定管理者候補者の選定結果について

江南区地域総務課所管の新潟市亀田市民会館及び老人福祉センター福寿荘について、令和6年8月5日より指定管理者を公募しておりましたが、以下のとおり候補者を選定しました。（老人福祉センター福寿荘の所管課は江南区健康福祉課）

施設名	新潟市亀田市民会館 老人福祉センター福寿荘	区分	公募
所在地	新潟市江南区船戸山5丁目7番2号 新潟市江南区船戸山5丁目7番17号		
施設の概要	<p>新潟市亀田市民会館は、江南区の亀田地区に位置し、市民の生活の向上並びに教育及び文化の発展に資するため、昭和50年に設置された施設である。施設には、会議室、視聴覚室、大ホールなどがある貸館施設である。</p> <p>また、老人福祉センター福寿荘は、高齢者に対して、相談に応ずるとともに、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜の供与を目的として昭和49年に設置された施設である。浴室、講習室、大広間などがある。</p> <p>なお、新潟市亀田市民会館と老人福祉センター福寿荘は平成26年度から一体の施設として指定管理制度による管理運営を行っている。</p>		
指定管理者 申請者 評価会議	<p>委員 小嶋 徹 (関東信越税理士会新潟支部 税理士) (税理士法人 信越会計 代表社員)</p> <p>委員 宇田 優子 (新潟医療福祉大学看護学科 教授)</p> <p>委員 佐藤 秋子 (新潟市介護認定審査会委員)</p> <p>委員 清野 明人 (亀田西小学校区コミュニティ協議会会長)</p>		
指定管理者 (候補者)	<p>環境をサポートする株式会社きらめき</p> <p>代表者 代表取締役 山田 茂孝</p> <p>住 所 新潟市中央区東堀前通6番町1061番地</p>		
指定期間 (予定)	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで		
選定理由	<p>指定管理者候補者の選定にあたっては、応募が1団体であったため、新潟市亀田市民会館及び新潟市老人福祉センター福寿荘指定管理者申請者評価会議において、上記応募者から提出を受けた事業計画書等の資料をもとに、事業計画、事業提案、収支計画等について選定基準に基づき評価を行った。</p> <p>その後、評価会議における評価結果を参考に検討した結果、上記応募者は指定管理者としての業務遂行能力を有するとして、指定管理者候補者に選定することとした。なお、候補者選定の参考とした評価会議における評価結果は別表のとおりである。</p>		
スケジュール	<p>第1回評価会議 7月29日 ※募集要項・業務基準書等の決定</p> <p>募集要項等配布 8月5日～9月6日</p> <p>募集説明会 8月26日</p> <p>質問受付 8月15日～28日</p> <p>応募受付 9月10日～18日</p> <p>第2回評価会議 10月16日</p> <p>今後、市会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される。</p>		
所管部署 (問い合わせ先)	<p>江南区 地域総務課</p> <p>TEL: 025-382-4624 (直通)</p> <p>E-mail: chiikisomu.k@city.niigata.lg.jp</p>		

【参考】現指定管理期間の評価（令和2年4月～令和7年3月）

指定管理者	環境をサポートする株式会社きらめき
総評	良好な施設サービスの提供を継続している。亀田市民会館及び老人福祉センター福寿荘は施設管理が行き届き、利用者が心地よく安全に利用できる環境を整えている。自主事業にも力を入れており、独自の運営工夫を行うことで利用者拡大を目指す姿勢も見られる。利用者からの要望にも迅速に対応しており、指定管理者として優良と評価する。

別表（評価結果）

	選定基準	評価項目	配点	基準点	候補者	
評価表 による 評価	申請団体の評価	団体の概要・経営理念	5点	3点	3.75点	
	施設運営の基本方針	運営の基本方針	5点	3点	3.75点	
	施設の運営体制	従事者の雇用・労働条件		7点	4点	4.5点
		賃金水準スライドの反映方法		3点	2点	2.25点
		従事者の資質向上・継承・業務改善		5点	3点	3.75点
		安全・衛生管理の対策、緊急時の対応		10点	6点	8点
		問い合わせ・苦情への対応、個人情報保護の取組み・関係法令の遵守		10点	6点	7点
		利用者ニーズの把握とサービス向上等の反映策		10点	6点	7.5点
		地域経済振興及び雇用確保の取組み		10点	6点	8点
	施設の運営に関する業務	利用者の増加に対する取組み	10点	6点	8点	
	施設の維持管理に関する業務	施設の維持管理方法	10点	6点	8点	
	予算執行管理	予算の範囲内での適正な執行		5点	3点	3.5点
		管理経費縮減の具体的な取組み		10点	6点	7点
	合計		100点	60点	75点	
評価表 以外の 評価	市内中小企業者等への加点		—	—	5点	
	合計		—	—	80点	

※点数は、評価会議の委員4名の平均

※項目ごとに評価会議の各委員の得点を合計した平均値が基準点を下回った申請者は、指定管理者の候補者として不適格とする。